

平成28年11月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成28年 11月30日 開会

平成28年 11月30日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第22号

平成28年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年11月22日

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成28年11月30日（水）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

3 付議事件

（1）平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

（2）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 2 8 年 1 1 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日（水曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 平成 2 8 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（１１名）

1 番	坂 本	昇 君	2 番	伊 藤	清 君
3 番	畠 山	直 人 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	佐々木	重 勝 君	6 番	古 舘	章 秀 君
7 番	野 舘	泰 喜 君	8 番	畠 山	拓 雄 君
9 番	落 合	久 三 君	1 1 番	阿 部	吉 衛 君
1 3 番	松 本	尚 美 君			

欠席議員（２名）

1 0 番	尾 形	英 明 君	1 2 番	菊 地	大 君
-------	-----	-------	-------	-----	-----

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山	本	正	徳 君
副管理者宮古市副市長	山	口	公	正 君
事 務 局 長	飯	岡	健	志 君
総 務 課 長	大 久 保	一		吉 君
施 設 課 副 主 幹 兼	田	中		晋 君
計 画 衛 生 係 長				
消 防 長	白	鳥	定	良 君
消防次長兼消防課長	里	舘	敏	彦 君
総 務 課 長	小	林	達	広 君

◎開 会

- 議長（松本尚美君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松本尚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、7番、野館泰喜君、8番、畠山拓雄君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（松本尚美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

- 議長（松本尚美君） 日程第3、議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

- 事務局長（飯岡健志君） 議案集1－1ページをお開き願います。

議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,483万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,440万5,000円とするものでございます。

平成28年11月30日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますが、各費目に計上しております給料、職員手当などの人件費の補正は、人事院勧告に伴う給与改定のほか、職員の採用、退職、異動及び実績によるものでございます。

内容につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、1－10ページをお開き願います。

1、一般職の（1）総括、比較の欄ですが、給料が1,044万9,000円の減額、職員手当が883万円の増額、共済費が4,100万4,000円の減額、合計で4,262万3,000円の減額が今

回の補正額になります。

それでは、改めまして歳出をご説明いたしますので、1－6、7ページにお戻りを願います。

なお、人件費に係る補正の説明は省略をさせていただきます。

2、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費に係る補正のほか19節負担金補助金及び交付金810万4,000円の増額は、派遣職員に係る人件費を派遣先への負担金とする変更に伴い、その人件費分を給料等の費目から組み替え812万8,000円を増額するとともに、あわせて市町村職員健康福利機構負担金を2万4,000円減額するものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費から6目リサイクル施設費までは、人件費に係る補正でございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、人件費に係る補正のほか、1－8、9ページとなりますが、19節負担金補助金及び交付金32万円の減額は、市町村職員健康福利機構負担金を職員の退職に伴い減額するものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1－4、1－5ページにお戻り願います。

1、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金、補正額3,483万9,000円の減額は、歳出でご説明いたしました事項の増減額を踏まえ、1節総務を23万7,000円増額し、2節衛生23万2,000円、3節消防3,484万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

○議長（松本尚美君） 議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

議案第 1 号

平成 28 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 34,839 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,124,405 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 11 月 30 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款		項		
1 分担金及び負担金		4,502,013	△34,839	4,467,174
	1 負担金	4,502,013	△34,839	4,467,174
補正されなかった款項にかかる額		657,231		657,231
** 歳 入 合 計 **		5,159,244	△34,839	5,124,405

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款		項		
2 総務費		85,076	237	85,313
	1 総務管理費	84,699	237	84,936
3 衛生費		2,968,648	△232	2,968,416
	2 清掃費	2,968,638	△232	2,968,406
4 消防費		2,063,921	△34,844	2,029,077
	1 消防費	2,063,921	△34,844	2,029,077
補正されなかった款項にかかる額		41,599		41,599
** 歳 出 合 計 **		5,159,244	△34,839	5,124,405

◎議案第２号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（松本尚美君） 日程第４、議案第２号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議案集２－１ページをお開き願います。

議案第２号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、国の給与改定に準じ、一般職の給料月額、勤勉手当及び扶養手当の額を改定するとともに、管理職手当の支給に関する率をあわせて改定しようとするものでございます。

第１条から順にご説明をいたします。

勤勉手当につきましては、一般職の平成28年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の80から100分の90に改めるとともに、再任用職員の平成28年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の37.5から100分の42.5に改め、公布の日から施行しようとするものでございます。

別表第１は、行政職給料表の改正でございます。

２－５ページをお開き願います。

別表第２は、消防職給料表の改正でございます。これらの給料につきましては、平成28年４月１日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

２－９ページをお開き願います。

第２条についてご説明いたします。

初めに、扶養手当に関する改正についてでございますが、まず扶養親族の範囲に関する規定について、現行、子及び孫を同一の号において規定しているものを子及び孫をそれぞれ個別に規定するものでございます。

扶養手当の月額につきましては、配偶者に係る手当額を現行の１万3,000円から6,500円に改めるとともに、子に係る手当額を現行の6,500円から１万円に改めるものでございます。

なお、激変緩和のための経過措置として、平成29年度に限り配偶者については１万円、子においては8,000円、子を扶養している職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１人については１万円、父母等を扶養している職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１人については9,000円とする旨、本条例案の附則において規定しております。

また、扶養手当の受給手続について所要の整理を行うものでございます。

２－11ページをお開き願います。

次に、勤勉手当につきましては、一般職の平成29年以降の６月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の85に改めるとともに、再任用職員の平成29年以降の６月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の40に改めるものでございます。また、管理

職手当につきましては、支給できる上限の率を100分の12から100分の15に改めるものでございます。これらの手当につきましては、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

2－12ページをお開き願います。

附則についてご説明をいたします。

第1項及び第2項につきましては、第1条及び第2条のそれぞれの改正の施行期日について定めたものでございます。

第3項は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすとするものでございます。

第4項は、第2条の扶養手当につきまして先にご説明いたしましたとおり、平成29年度における扶養手当の額に関する特例を定めたものでございます。

第5項は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものでございます。以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成28年11月30日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、人事院勧告の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするともに、管理職手当の支給に関する率をあわせて改定しようとするものである。

これが、この条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

○議長（松本尚美君） 議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 1つ確認をお願いします。この議案第2号は、先ほど議決をした議案第1号に絡むものでもありますか。その確認をさせていただきます。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 先ほど議決いただきました補正予算に絡む内容でございます。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） そこで教えていただきたいということなんですが、こちらのほうが法律で、先ほど議決したほうはお金の会計の関係なんですが、私の感覚ですと、先にこういうふうな条例を改正したいと、よって改正になったから、ついてはそれに伴う補正予算はこれぐらいなので議決を求めるというふうなのが通常なのですが、この点についてお願いします。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 今の件につきましてですけれども、地方自治法の詳しい条項をちょっと忘れちゃったけれども、220何条だったと思いますけれども、こちらのほうに順番が書いてありまして、予算、条例、その他というような順番でやるということを書いてあると理解してございます。

○議長（松本尚美君） 飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 今、総務課長がご説明申し上げましたとおり、自治法におきまして予算先議の原則ということになってございます。ですので予算の議決を頂戴した後に各条例等あるいは各議運等の議決をいただくというのが自治法の決まりとなっておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） よろしいですか。

○1番（坂本 昇君） はい。

○議長（松本尚美君） あと、ございますか。

黒沢一成君。

○4番（黒沢一成君） 扶養手当の中の父母等の部分なんですけれども、聞きたいのは、ほかに生計の途がない場合ということなんですけれども、その父母等の場合、収入とか財産の規定があるかどうか説明をお願いします。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 扶養要件というものがございまして、こちらのほうに今幾らだったかな、該当するかしないかというような部分で、今おっしゃるその他生計の途がないとかというような部分になってくる内容でございます。制限はございます。

○議長（松本尚美君） 黒沢一成君。

○4番（黒沢一成君） この制限があるということでしたが、できればその制限の部分を今できれば説明いただきたいし、もし今できなければ後で資料をお願いします。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 130万となっております。

○議長（松本尚美君） 黒沢一成君。

○4番（黒沢一成君） 130万の収入未満であれば扶養手当が出るということかと思うんですけれども、その程度の収入があるのに扶養にしていいいのだろうかという、まず素朴な疑問ですね。例えば公務員である子供に扶養してもらわなければ生活保護を受けるような立場の者であれば、扶養手当が出るのはわかるんですけれども、130万程度の収入があれば、普通の国民年金収入だけの方も含まれるのではないかと思うんですけれども、そのような方に扶養手当を出すというのは、あるいは年金を余計に出しているというふうな考え方もできなくはないと思うんです。これは国のほうから下がってきて交付金をそれに投入しているということだとは思いますが、私は基本的におかしいなと思います。議案に対して反対はしませんが、意見ですけれども。

○議長（松本尚美君） よろしいですか。あと、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎閉 会

○議長(松本尚美君) これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成28年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 松本 尚美

署 名 議 員 野館 泰喜

署 名 議 員 畠山 拓雄